

国民健康保険について

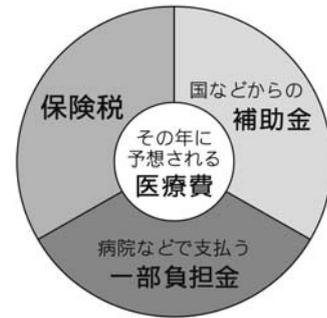
職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国民健康保険の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は8月1日(月)ですので、納め忘れにご注意ください。

国民健康保険税について

保険税額の決め方
その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国民健康保険の総額となります。国民健康保険の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。



国民健康保険の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国民健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者が1人でもいれば、納税義務者となります。

国民健康保険税の計算方法

医療分（後期高齢者支援分）及び介護分（40歳から64歳）を計算し、合計したものが世帯の1年間（毎年4月から翌年3月まで）の国民健康保険となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

また、地方税法及び町条例の改正により賦課限度額が医療分51万円（1万円増）、後期高齢者支援分14万円（1万円増）、介護分12万円（2万円増）となりました。

平成23年度の税率と賦課限度額

	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当たり)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当たり)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

国民健康保険税の軽減について

均等割・平等割の軽減
所得が低い世帯への税の負担を軽減する目的で、国民健康保険の均等割、平等割に対する税額の軽減措置があります。

また、町条例の改正により平成23年度から軽減割合と対象が次のとおり変更されます。
この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち有所得者でありながら、町に所得情報がない方（所得未申告者）がいる場合、国民健康保険の正確な算定や軽減の判定ができない場合がありますので、ご注意ください。

軽減判定の基準

変更前	変更後
基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
6割軽減 33万円以下	7割軽減 33万円以下
4割軽減 33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下	5割軽減 33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
	2割軽減（新規） 33万円+(35万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

擬制世帯主...国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国民健康保険の納税義務者は世帯主となり、擬制世帯主といえます。

特定同一世帯所属者...国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合や、後期高齢者医療被保険者となった日の属する月以降5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

倒産・解雇等により退職された方の軽減
会社の倒産や解雇等により職された方（非自発的失業者）に対し、国民健康保険の軽減制度があります。

【対象者】

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による退職）
- ・雇用保険の特定理由退職者（雇止めなどによる退職）として失業給付を受ける方

【軽減額】

- ・前年の給与所得を30/100とみなして算出する
- ・高額療養費等の所得区分判定も同様となる

【軽減期間】

- ・退職日の翌日からその月の属する年度の翌年度末まで

【申請】

- ・場所 町民税務課 窓口
- ・持参するもの 雇用保険受給者証

なお、他の健康保険に加入するなど、国保を脱退すると対象外となります。